

# 留守家庭児童育成センター (学童保育)来年度利用申請受付 4年生の受け入れ実施センター拡大

留守家庭児童育成センター(以下、育成センター)の利用申請を受け付けます。利用期間は来年4月から1年間です。対象は利用資格を満たしている家庭の小学1年~3年(障害のある児童は6年生まで、また市が指定する育成センターは4年生まで)です。



### ●● 29年度4年生受け入れ実施センター ●●

上甲子園、瓦木、甲子園浜、高木、高木北、高須、鳴尾、西宮浜、山口の9育成センター。対象は過去に育成センターを利用した児童

**【利用資格】** 児童の保護者いずれもが利用期間内に次の①~④のいずれかの要件を備えていて、かつ同居の祖父母が当該児童を健全育成することができないと認められる場合に限る▷①昼間に居宅内・外で1日4時間以上(勤務終了時刻が午後2時より早い場合または勤務開始時刻が午後4時より遅い場合を除く) かつ月曜~土曜に4日以上就労している▷②産前産後8週間以内である▷③疾病もしくは負傷により1カ月以上の入院が必要である▷④その他①~③と同様の状態と認められる場合

**【利用時間】** ①小学校の授業日...下校時~午後5時(延長は7時まで)▷②小学校の休業日(日曜、祝日を除く)...午前8時半~午後5時(延長は平日のみ7時まで) ※土曜は延長がありません

**【利用料】** 月額8200円(延長料月額3000円) ※減免制度あり。別途おやつ代等の実費が必要

**【利用の決定】** 申込多数の場合は提出書類をもとに、保護者が児童を育成できない状況などを点数化し、優先順位を決定

**【利用案内・申請書等の配布】** 利用案内・申請書等は、12月12日から各育成センター、各申込先、一部を除く保育所・幼稚園で配布するほか、市のホームページ(ライフイベントで探す→入学→小学校・中学校)からもダウンロード可

**【申込】** 申請書など必要書類を申請受付期間(12月19日~来年1月20日)に下記の申込先へ持参か郵送(必着)を ※追加申請受付を1月23日~2月20日に実施しますが、小学1年~3年(障害のある児童は6年生まで)は1月20日までの申込を優先

センター名	申込先	住所・電話番号
香櫨園・浜脇・用海	西宮YMCA	〒662-0977神楽町5-23 ☎0798・35・5987
鳴尾	三光事業団 鳴尾育成センター事務局	〒663-8125小松西町2-6-30 ☎0798・41・4421
甲子園浜・鳴尾東	労協センター事業団 西宮事業所	〒663-8112甲子園口北町4-29 -103☎0798・67・5170
高木・高木北・高須西	セリオ西宮市留守家庭児童育成センター事務局	〒531-0072大阪市北区豊崎3-20-10大明ビル3階 ☎06・6136・6212
上記以外	西宮市社会福祉協議会 育成センター事業課	〒663-8233津門川町2-28 福祉会館3階☎0798・36・7127

# 下水道は適切な維持管理を

近年、下水道の詰まりに関する問合せが多くなっています。詰まりの原因は、木の根の侵入や油脂類の付着などさまざまです。日頃から適切な維持管理を心掛けましょう。

**【下水道の管理区分】** 下水道は「公共下水道」と「排水設備」に区分されます=下図参照。公共下水道の維持管理は市が行っていますが、排水設備は皆さんの財産です。詰まった時の清掃などの維持管理は皆さんに行ってもらふことになります。業者に清掃などを依頼する場合は、市の指定業者へお問い合わせください。業者一覧は市のホームページ(くらしの情報→水道・下水道→指定給水装置・排水設備工事事業者)をご覧ください

### ■ 下水道の詰まりを防ぐポイント ■

◎台所では、調理などに使用した油は流さず古紙などに吸収させるか固形化させ、生ごみはよく水を切り、燃やすごみとして処分する

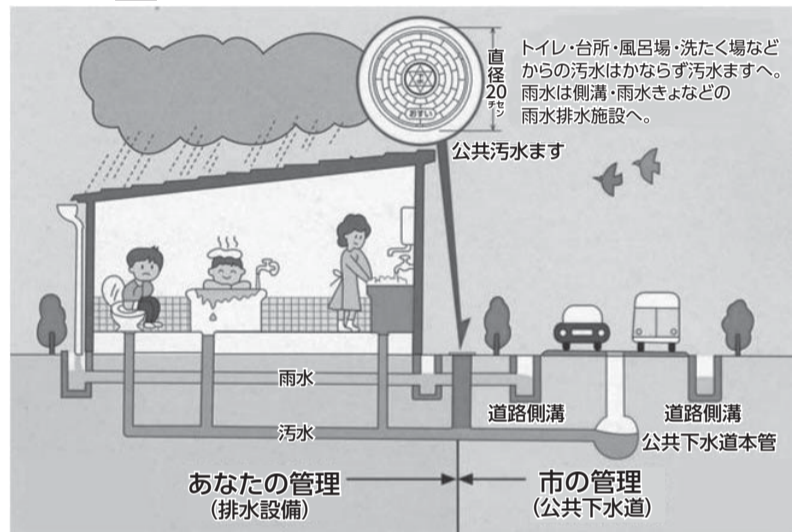
◎トイレでは、ティッシュペーパーや紙おむつなどの水に溶けないものは流さない。また、ペット用の猫砂は水に溶けないものもあるため、正しく処分する

◎宅内枿(ます)は、伸びた木の根が侵入したり、ごみがたまったりしていないか、年に1回は点検・清掃をする

◎飲食店などでは、グリース阻集器の油脂類を取り除く機能が低下しないよう、こまめに点検・清掃をする

問 下水管理課 (0798・32・2262)

→下水道の管理区分



## インフルエンザを予防しよう!

インフルエンザは3月頃まで流行します。インフルエンザを予防するポイントは次のとおり▷①流行前のワクチン接種、②咳エチケット(マスクをするなど)、③外出後の手洗い、④室内では適度な湿度(50%~60%)を保つ、⑤十分な睡眠と栄養バランスの取れた食事を心掛ける、⑥流行時に人混みや繁華街への外出は控える

問 保健予防課 (0798・26・3675)



## 中小企業勤労者福祉共済 少ない経費で充実した福利厚生を



「西宮市中小企業勤労者福祉共済」は、中小企業・個人事業所で働く従業員の福利厚生を充実させ、働きがいのある職場づくりと中小企業の振興を図ることを目的とした制度で、市が直接運営しています。月々わずかな掛け金で、定期健康診断や給付金制度など多彩なサービスを提供しています。ワーク・ライフ・バランスの実現に、また人材確保と活力ある事業所づくりに役立ててください。

加入できるのは、市内の個人事業所を含む従業員数300人以下の事業所です。加入は事業所単位で、事業主と市が契約します。パートタイマーなどの短時間従業員も対象になります。掛け金は、会員1人につき月額500円。原則、全額事業主が負担します。この掛け金は、税法上、損金または必要経費として計上できます。

サービス内容は次のとおりです。市のホームページ(くらしの情報→労働・勤労福祉)でも紹介しています。

**●定期健康診断、人間ドック等の補助**  
労働安全衛生法で定められた定期健康診断を実施する場合、同共済が健診機関と契約し健診費用の一部を補助。また、インフルエンザ予防接種費用補助や契約医療機関での人間ドック受診補助も実施

**●充実した給付金制度**  
結婚、出産、子供の小・中学校入学などのお祝い金、病気や災害時のお見舞金、永年勤続や退職慰労金など充実した給付金制度で応援

**●オフタイムも充実**  
各種チケットあっせん(映画、プロ野球観戦等)、旅行補助制度、各種施設の割引利用など。「全国中小企業勤労者福祉サービスセンター(全福ネット)」に加盟しているので、全国2万カ所以上の施設・サービスが割引価格で利用可。その時々々の催しやお得な情報を月1回発行の「福祉共済だより」でお知らせ

問 労政課 (0798・23・3775)

## 水道管の凍結に注意

冷え込みの厳しい朝は、水道管が凍結して水が出ないことがあります。屋外でむき出しになっている水道管や、日当たりが悪い所にある蛇口や水道メーターはご注意ください。

### 《布などで防寒を》

むき出しの水道管は、毛布・布などを巻きつけて保護し、その上からビニールテープなどを巻いて保温材がぬれないようにする。また、メーターボックス内を発砲スチロールで覆うことも有効な方法です。

### 《凍って水が出ない場合》

自然に解けるのを待つ。または凍結した箇所の蛇口を開け、タオルをかぶせた上からゆっくりとぬるま湯をかけて解かす。急に熱湯をかけると破裂する恐れがあります。

### 《水道管が破裂したとき》

止水栓を閉めて水を止め、上下水道局が最寄りの上下水道局指定の給水装置工事業者に修繕の申込を。

問 上下水道局電話受付センター  
(0798・32・2201、0797・61・1703、078・904・2481)